

2014.7.8

教務部

特別警報または暴風警報が発令された時の措置について

休校になるのは、特別警報または暴風警報 だけなので、注意すること。

(1) 池田市に特別警報または暴風警報が発令された時

- (イ) 午前 7 時までに解除された時、定刻どおり授業開始。
- (ロ) 午前 10 時までに解除されたときは、4 限目より授業を開始する。
- (ハ) 午前 10 時までに解除されない時は、終日休校とし自宅学習する。

(2) 指定した地域に特別警報または暴風警報が発令された時

なお、指定した地域とは、池田市を除く各生徒の居住している市町村、および通学経由地域とする。

- (イ) 午前 7 時までに解除された時、定刻どおり授業開始。
- (ロ) 午前 10 時までに解除されたときは、4 限目より授業を受ける。
本校は休校とはならないが、1～3 限は出席停止の扱いとする。
- (ハ) 午前 10 時までに解除されない時は、出席停止とし自宅学習する。
なお本校は休校とはならない。

※なお、同様の内容は、生徒手帳の P28～P29 にも掲載されているので確認しておくこと。